

延監第117号  
令和5年12月11日

令和5年度

# 定期監査報告書

(令和5年8月～10月実施分)

延岡市監査委員

## 令和5年度 定期監査報告書

### 1 監査の対象

- 〔企画部〕 情報政策課
- 〔総務部〕 管財課
- 〔健康福祉部〕 総合福祉課 介護保険課 生活福祉課
- 〔商工観光文化部〕 歴史・文化都市推進課
- 〔都市建設部〕 土木課 建築住宅課 建築指導課
- 〔北川総合支所〕 地域振興課 市民サービス課 産業建設課
- 〔上下水道局〕 業務課 水道課 下水道課
- 〔教育委員会〕 北川分室
- 議会事務局
- 農業委員会事務局

### 2 監査の期間

令和5年8月16日 から 同年11月13日 まで

### 3 監査を実施した監査委員

- 監査委員 野 下 美智江
- 監査委員 服 部 俊 明
- 監査委員 中 城 あかね

### 4 監査の対象項目

次の項目を中心に監査を行った。

なお、今年度は、随意契約の理由は適正か、使用料等の金額算定は適正か、契約履行の検査や補助事業の実績確認は適正か、適切に財産管理がなされているか、

適正に物品等が管理されているかを重点項目として監査を行った。

- (1) 歳入事務（調定、現金取扱いなど）
- (2) 契約に関する事務（契約手続、履行確認など）
- (3) 補助金等の交付に関する事務（交付手続、実績報告など）
- (4) 財産の管理に関する事務（貸付・使用許可手続、使用料等の徴収など）
- (5) 物品等の管理事務（台帳管理、現物確認など）
- (6) その他（各課室等の固有の事務）

## 5 監査の方法等

監査は、各課室等の財務に関する事務の執行状況及び関連事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として実施した。監査の方法は、あらかじめ資料の提出を求めた上で、抽出による関係書類の確認、実査及び担当職員に対する質問等により行った。なお、監査の対象としたのは、原則として令和4年度及び令和5年度分（監査日現在まで）である。

## 6 監査の結果

対象課室ごとの監査の結果は、以下のとおりである。

なお、事務処理上留意すべき軽易な指摘事項については、既に対象の課室長に対し、口頭で指導をしたので記述を省略する。

### 企画部

#### 情報政策課

監査の結果、以下のとおり指摘事項があった。

##### (1) 契約に関する事務

業務委託契約書について、契約保証金の免除条項に誤りがあった。

契約規則第 27 条第 1 項第 3 号で契約保証金を免除しているが、契約相手は本市の登録業者ではないため、3号は適用できない。

契約規則に基づき、適正な事務処理を行うよう改善を求める。

### 総務部

#### 管財課

事務処理は適正なものと認められた。

## 健康福祉部

### 総合福祉課

事務処理は適正なものと認められた。

### 介護保険課

事務処理は適正なものと認められた。

### 生活福祉課

事務処理は適正なものと認められた。

## 商工観光文化部

### 歴史・文化都市推進課

事務処理は適正なものと認められた。

## 都市建設部

### 土木課

監査の結果、以下のとおり指摘事項があった。

#### (1) 財産の管理に関する事務

- ① 道路占用料について、算定誤りが令和4年度分に11件、令和5年度分に10件あった。

道路占用料徴収条例に基づき、適正な算定に努められたい。

- ② 行政財産の目的外使用料、道路占用料及び法定外公共物の占用料について、督促状を発送していないものが、令和4年度分に5件、令和5年度分に12件あった。

債権管理条例及び債権管理条例施行規則に基づき、適正な事務処理を行うよう改善を求める。

#### (2) 物品等の管理事務

保管されている郵便切手について、現物の数と受払簿の残数が一致しなかった。適正な管理と定期的な現物確認を行うよう求める。

## 建築住宅課

事務処理は適正なものと認められた。

## 建築指導課

事務処理は適正なものと認められた。

## 北川総合支所

### 地域振興課

監査の結果、以下のとおり指摘事項があった。

#### (1) 歳入事務

歳入調定の起票遅れが、令和5年度分に34件あった。

財務会計規則及び会計事務手順書に基づき、適正な事務処理を行うよう改善を求める。

## 市民サービス課

事務処理は適正なものと認められた。

## 産業建設課

事務処理は適正なものと認められた。

## 上下水道局

### 業務課・水道課

事務処理は適正なものと認められた。

## 業務課・下水道課

監査の結果、以下のとおり指摘事項があった。

### (1) 契約に関する事務

業務委託契約について変更することができない予定価格を変更して随意契約を締結したものが、令和4年度分に2件あった。

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号により随意契約を締結する場合は同条第2項において、「契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。」と定められているが、予定価格を変更して随意契約を締結していた。

地方公営企業法施行令に基づき、適正な事務処理を行うよう改善を求める。

### (2) 財産の管理に関する事務

法定外公共物の占用許可について、占用料の算定誤りが、令和4年度分に1件あった。

準用河川占用料等徴収条例に基づき、適正な事務処理を行うよう改善を求める。

## 教育委員会

### 北川分室

事務処理は適正なものと認められた。

## 議会事務局

事務処理は適正なものと認められた。

## 農業委員会事務局

事務処理は適正なものと認められた。